

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年3月31日現在)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月26日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,115,061,100	3,115,061,100	東京、大阪、名古屋 (以上市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	3,115,061,100	3,115,061,100	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年5月2日 (注)	—	3,115,061	—	233,313	111	83,172

(注) 1. 株式交換による神鋼造機(株)の完全子会社化に伴うものであります。

2. 最近5事業年度における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がないため、直近の増減及び残高を記載しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	79	80	1,318	385	66	162,862	164,791	—
所有株式数 (単元)	2	855,803	68,229	709,459	465,678	260	1,003,049	3,102,480	12,581,100
所有株式数の 割合（%）	0.00	27.58	2.20	22.87	15.01	0.01	32.33	100.00	—

- (注) 1. 自己株式109,172,036株は、「個人その他」に109,172単元、「単元未満株式の状況」に36株含まれております。なお、自己株式数109,172,036株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は109,171,036株であります。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ82単元及び679株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合（%）
新日鐵住金(株)	東京都千代田区丸の内2-6-1	214,690	6.89
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1-6-6	119,045	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	71,699	2.30
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	64,669	2.08
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	60,167	1.93
エスエスピーティー オーディー05 オムニバス アカウント - トリーティー クライアーツ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	オーストラリア・シドニー (東京都中央区日本橋3-11-1)	57,588	1.85
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-5	52,333	1.68
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	47,348	1.52
双日(株)	東京都千代田区内幸町2-1-1	45,016	1.45
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	35,223	1.13
計	—	767,778	24.65

- (注) 1. 上記の所有株式数の他に、当社は自己株式を109,172千株所有しております（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.50%）。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)の所有株式は、信託業務に係るものであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 118,647,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,983,833,000	2,983,833	—
単元未満株式	普通株式 12,581,100	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,115,061,100	—	—
総株主の議決権	—	2,983,833	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が82,000株、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が82個、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式に係る議決権の数が1個含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区 脇浜町2-10-26	109,171,000	—	109,171,000	3.50
浅井産業(株)	東京都港区 港南2-13-34	7,307,000	—	7,307,000	0.23
神鋼鋼線工業(株)	尼崎市中央区 10-1	—	1,000,000	1,000,000	0.03
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡 飛島村金岡7	414,000	—	414,000	0.01
平成アルミ(株)	栃木県真岡市 鬼怒ヶ丘15	355,000	2,000	357,000	0.01
(株)セラテクノ	明石市貴崎 5-11-70	298,000	—	298,000	0.01
土井産業(株)	名古屋市中村区 亀島2-17-23	100,000	—	100,000	0.00
計	—	117,645,000	1,002,000	118,647,000	3.81

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2. 神鋼鋼線工業(株)保有の他人名義の株式は、以下の名義で退職給付信託に拠出されたものであります。  
みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株)1,000,000株  
(東京都中央区晴海1-8-12)

3. 平成アルミ(株)は、当社の取引会社で構成される持株会(神鋼くろがね会協栄会 神戸市中央区脇浜町2-1-16)に加入しており、同持株会名義で当社株式2,821株を保有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	73,041	6,933,276
当期間における取得自己株式	21,519	2,721,555

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	—	—	471,033	219,666,240
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し)	44,438	20,732,068	987	460,287
保有自己株式数	109,171,036	—	108,720,535	—

(注) 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡し）」には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数及び単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮するうえで、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以上を踏まえ、当事業年度の配当につきましては、2期連続で当期純損益が赤字となったことなどから、実施を見送る方針を決議いたしました。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第156期	第157期	第158期	第159期	第160期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	372	204	243	225	144
最低(円)	109	126	154	108	57

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	72	79	111	115	144	127
最低(円)	58	64	74	97	110	107

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		佐藤 廣士	昭和20年9月25日生	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成11年4月 当社取締役、執行役員 平成11年6月 当社常務執行役員 平成12年6月 当社取締役、常務執行役員 平成14年6月 当社取締役、専務執行役員 平成15年6月 当社専務取締役 平成16年4月 当社取締役副社長 平成21年4月 当社取締役社長 平成25年4月 当社取締役会長(現)	(注)3	319
取締役社長 (代表取締役)		川崎 博也	昭和29年8月4日生	昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員 平成24年6月 当社専務取締役 平成25年4月 当社取締役社長(現)	(注)3	128
取締役副社長 (代表取締役)	鉄鋼事業部門長	山口 育廣	昭和26年11月22日生	昭和50年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社専務執行役員 平成22年4月 当社副社長執行役員 平成22年6月 当社取締役副社長(現)	(注)3	161
取締役副社長 (代表取締役)	監査部、秘書広報部、総務部、法務部、環境防災部、人事労政部、経営企画部、ものづくり推進部、IT企画部、経理部、財務部、営業企画部、建設技術部、真岡発電プロジェクト推進部、支社・支店(高砂製作所を含む)、海外拠点(本社所管)の総括、全社コンプライアンス、全社システムの総括	藤原 寛明	昭和25年11月12日生	昭和50年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社専務執行役員 平成21年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社取締役副社長(現)	(注)3	131
取締役副社長 (代表取締役)	アルミ・銅事業部門長	高橋 徹	昭和24年10月8日生	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社専務執行役員 平成21年6月 当社専務取締役 平成24年4月 当社取締役副社長(現)	(注)3	157
取締役副社長 (代表取締役)	エンジニアリング事業部門長	田中 順	昭和25年10月24日生	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 平成22年4月 当社専務執行役員 平成24年4月 当社副社長執行役員 平成24年6月 当社取締役副社長(現)	(注)3	138
専務取締役	溶接事業部門長	粕谷 強	昭和28年11月3日生	昭和52年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社専務取締役(現)	(注)3	168
専務取締役	機械事業部門長	檜木 一秀	昭和28年11月11日生	昭和52年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員 平成24年6月 当社専務取締役(現)	(注)3	133

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		北畑 隆生	昭和25年1月10日生	昭和47年4月 通商産業省入省 平成16年6月 経済産業省経済産業政策局長 平成18年7月 経済産業事務次官 平成20年7月 経済産業省退官 平成22年6月 当社取締役(現) 丸紅(株)社外監査役 平成25年6月 丸紅(株)社外取締役(現) (学)三田学園理事長(現)	(注)3	34
取締役		山内 拓男	昭和16年12月27日生	昭和40年4月 中部電力(株)入社 平成9年6月 同社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役副社長退任 平成23年6月 当社取締役(現)	(注)3	10

役名	常勤／非常勤	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤	大越 年祝	昭和24年5月13日生	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社監査役(現)	(注) 6	63
監査役	常勤	宮崎 純	昭和23年10月9日生	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社技監 平成21年4月 当社顧問 平成22年6月 当社監査役(現)	(注) 4	94
監査役	非常勤	佐々木 茂夫	昭和19年10月12日生	昭和44年4月 検事任官 平成16年1月 札幌高等検察庁検事長 平成17年4月 福岡高等検察庁検事長 平成18年5月 大阪高等検察庁検事長 平成19年7月 退官 平成19年8月 弁護士登録 平成20年6月 当社監査役(現) 積水樹脂(株) 社外監査役(現) 平成21年6月 大阪証券金融(株) 社外取締役(現) 平成22年6月 (株)大阪証券取引所社外取締役 (現) 平成24年5月 岩井コスモ証券(株) 社外取締役 (現)	(注) 6	35
監査役	非常勤	沖本 隆史	昭和25年11月14日生	昭和48年4月 (株)第一勧業銀行入行 平成13年6月 同行執行役員 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行執行 役員 平成14年10月 同行常務執行役員営業担当役員 平成17年4月 同行取締役副頭取 平成19年4月 同行取締役副頭取退任 (株)オリエントコーポレーション 顧問 平成19年6月 同社取締役会長兼会長執行役員 平成20年6月 第一三共(株) 社外取締役 平成23年6月 (株)オリエントコーポレーション 取締役会長兼会長執行役員退任 当社監査役(現) 富士通(株) 社外取締役(現) 平成24年6月 富士電機(株) 社外取締役 中央不動産(株) 取締役社長(現)	(注) 5	23
監査役	非常勤	坂井 信也	昭和23年2月9日生	昭和45年4月 阪神電気鉄道(株) 入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社取締役社長 平成18年10月 阪急阪神ホールディングス(株) 取締役(現) 平成19年6月 朝日放送(株) 社外取締役(現) 山陽電気鉄道(株) 社外取締役(現) 神姫バス(株) 社外取締役 平成20年6月 (株)阪神タイガース取締役会長 (現) 平成23年4月 阪神電気鉄道(株) 取締役会長(現) 平成24年6月 当社監査役(現)	(注) 6	9

(注) 1. 取締役北畑隆生、山内拓男は、社外取締役であります。

2. 監査役佐々木茂夫、沖本隆史、坂井信也は、社外監査役であります。

3. 平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。



(執行役員の状況)

当社は、事業部門制の下で執行役員制を導入しておりますが、平成25年6月26日現在の執行役員は25名で、以下のとおりであります。

○本社等

役名	担当	氏名	略歴
専務執行役員	営業企画部、建設技術部、支社・支店（除く大阪支社、高砂製作所）の担当、社長特命事項の担当	沖田 誠治	平成15年8月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員(現)
常務執行役員	総務部、法務部、ラグビー部支援室、大阪支社、高砂製作所の担当、全社コンプライアンスの担当	花岡 正浩	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	全社技術開発の総括、IT企画部の担当、全社システムの担当、技術開発本部長	杉崎 康昭	昭和63年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	経営企画部、海外拠点（本社所管）の担当	山口 貢	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	秘書広報部、経理部、財務部の担当	森地 高文	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	技術開発本部副本部長、人事労政部（QC支援）の担当、新鉄源事業の支援、ものづくり推進部長	三宅 俊也	昭和59年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員(現)

○鉄鋼事業部門

役名	担当	氏名	略歴
専務執行役員	鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長	尾上 善則	昭和55年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員(現)
常務執行役員	鉄鋼総括部、海外事業推進部の担当、IPP本部、チタン本部の担当	梅原 尚人	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	線材条鋼商品技術部、厚板商品技術部の担当、鉄粉本部の担当	宮脇 新也	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	鉄鋼総括部営業総括業務の担当、薄板営業部の担当	宮下 幸正	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	原料部、資材部の担当、鋳鍛鋼事業部の担当	岩佐 道秀	昭和54年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	神戸製鉄所長	藤井 晃二	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	線材条鋼営業部、厚板営業部の担当	後藤 隆	昭和55年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)

役名	担当	氏名	略歴
常務執行役員	薄板商品技術部の担当	水口 誠	昭和57年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	環境防災部、人事労政部(安全管理)、システム技術部、技術開発センターの担当、技術総括部長	柴田 耕一郎	昭和59年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼総括部長	対馬 靖	昭和57年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員(現)

○溶接事業部門

役名	担当	氏名	略歴
執行役員	副事業部門長、営業部、技術センターの担当、中国事業全般の担当	興石 房樹	昭和59年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員(現)

○アルミ・銅事業部門

役名	担当	氏名	略歴
常務執行役員	副事業部門長	金子 明	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	企画管理部、原料部の担当	柴田 順行	昭和55年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
常務執行役員	営業全般の担当	加藤 宏	昭和55年4月 当社入社 平成21年1月 神鋼商事(株)へ転籍 平成21年6月 同社執行役員 平成24年6月 同社常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	真岡製造所長	藤井 拓己	昭和56年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員(現)

○機械事業部門

役名	担当	氏名	略歴
常務執行役員	圧縮機事業部長	大濱 敬織	昭和56年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	産業機械事業部長、機器本部長	松田 彰雄	昭和55年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員(現)

○エンジニアリング事業部門

役名	担当	氏名	略歴
常務執行役員	新鉄源本部の担当	眞部 晶平	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員(現)
執行役員	企画管理部、安全品質環境管理部、鉄構・砂防部、プロジェクトサポートセンターの担当、都市システム部長	森崎 計人	昭和58年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員(現)

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### 1) 会社の機関の内容、現在の体制を選択している理由

##### (i) 現在の体制を選択している理由

当社は、「委員会設置会社」のように経営の監督と執行を完全に分離するのではなく、会社事業に精通した者が中心となってより機動的な経営を行なう「監査役設置会社」であります。加えて、より一層の透明性、公正性が担保された体制を目指して、以下に記載のとおり、社外取締役の選任や監査体制の強化などを行なっております。

##### (ii) 取締役会、監査役の構成

当社の取締役会は、当社定款第18条で定員を「15名以内」と定めておりますが、社外取締役2名を含む計10名で構成されております。取締役会は、活発かつ幅広く議論が行なわれるよう、社長の他、本社部門で重要な役職を担う取締役、重要な事業部門の長たる取締役及び社外取締役で構成しております。

一方、監査役は、会社法上、3名以上置き、そのうち半数以上を社外監査役とすることが義務づけられていますが、当社は、より透明性・公正性が担保され、監査機能が果たされるよう、5名の監査役を置き、そのうち3名は法曹界、金融界、産業界出身の社外監査役で構成されております。

なお、監査役大越 年祝、監査役沖本 隆史及び監査役坂井 信也の3氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・監査役大越 年祝氏は、当社において、経理部門に長年在籍し、平成15年6月から平成16年3月まで、執行役員として経理部門を担当しておりました。
- ・監査役沖本 隆史氏は、(株)第一勧業銀行及び(株)みずほコーポレート銀行に長年勤務し、平成17年4月から平成19年4月まで、取締役として銀行業務に従事しておりました。
- ・監査役坂井 信也氏は、阪神電気鉄道(株)において、経理部門に長年在籍し、平成14年6月から平成18年6月まで取締役として同部門を担当しておりました。

##### (iii) 社外取締役及び社外監査役

当社は、監督機能とガバナンス体制の向上を図るべく、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させる立場にある者として、当社と利害関係のない社外取締役2名を招聘しております。

社外取締役2名は、毎月開催される取締役会への出席の他、2名とも当社の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づき設置されている独立委員会の委員も務めております。独立委員会は、当社に対し大規模買付者による提案が行なわれた際に招集される他、半期に1回、定時委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況、近時における会社法制の変化や株式市場の状況など外部環境についての情報収集、認識の共有化、議論を行なうことで、有事において公正中立かつ適切な意見を取締役会に提言できるように備えております。

このように、社外監査役3名に加え、社外取締役2名の招聘により、当社の取締役会には、業務執行から切り離され、かつ公正中立な立場にある5名の者が出席する体制となっており、当社のガバナンス体制の向上が図られていると考えております。

- ・社外取締役北畑 隆生氏は、丸紅(株)の社外取締役であります。当社と同社との間には、取引関係はございませんが、開示すべき特別な関係はございません。また、同氏は(学)三田学園の理事長を兼務しておりますが、当社と同法人との間には、取引関係はなく、当社からの同法人に対する寄附もございません。
- ・社外取締役山内 拓男氏は、平成19年6月まで、中部電力(株)の業務執行取締役でありました。当社と中部電力(株)とは、当社機械事業部門及び資源・エンジニアリング事業部門にて取引がありますが、その規模は両事業部門の売上高の合計額の1%未満であり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではありません。
- ・社外監査役佐々木 茂夫氏は、積水樹脂(株)の社外監査役、大阪証券金融(株)の社外取締役、(株)大阪証券取引所の社外取締役及び岩井コスモ証券(株)の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該4社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

- ・社外監査役沖本 隆史氏は、富士通(株)の社外取締役であります。当社と同社との間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。また、同氏は中央不動産(株)の業務執行取締役を兼務しております。当社と同社との間には、取引関係はございません。なお、同氏は平成19年4月まで当社の主要な借入先である(株)みずほコーポレート銀行の業務執行取締役でありましたが、当社は同行の他多数の金融機関と取引を行なう中、同行からの借入額は当社の資金調達額全体の10%未満で同行に多くを依存しておらず、また、同行の業務執行者を退任して6年を経過していることから、同氏の社外監査役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断しております。
- ・社外監査役坂井 信也氏は、阪急阪神ホールディングス(株)の業務執行取締役、阪神電気鉄道(株)の業務執行取締役、(株)阪神タイガースの業務執行取締役を兼務しております。当社と阪神電気鉄道(株)とは、当社機械事業部門にて取引がございますが、その規模は同事業部門の売上高の1%未満であり、同氏の社外監査役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではありません。また、当社と阪急阪神ホールディングス(株)、(株)阪神タイガースとは取引関係はございません。なお、同氏は朝日放送(株)の社外取締役及び山陽電気鉄道(株)の社外取締役も兼務しておりますが、当社と当該2社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役について、その独立性に関する基準を定めておりませんが、その候補者を選定するにあたっては、会社法で要求される「社外性」に加え、各分野での豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて客観的・公正・中立な判断を期待できる人物が、社外取締役及び社外監査役にふさわしいと考え、この考えに照らして選定しております。

当社の現在の社外取締役の2名及び社外監査役の3名は、いずれも豊富な経験及び高い見識を有する人物であり、当社の考え方に照らして、適任であると判断しております。

(当社は社外取締役2名、社外監査役3名の全員を独立役員として金融商品取引所に届け出ております。)

#### (iv) 業務執行の仕組み

株主総会にて株主から選任され、株主及び取引先等関係者に対し法的責任を負う取締役が業務執行の中核を担い、主要な事業部門の業務執行を統括しております。

これらの取締役の指揮の下で執行役員が業務の執行を分担しております。当社の執行役員は、法定の機関ではありませんが、取締役会で選任され、取締役社長から委嘱された業務を執行する重要な役職であると位置付けております。

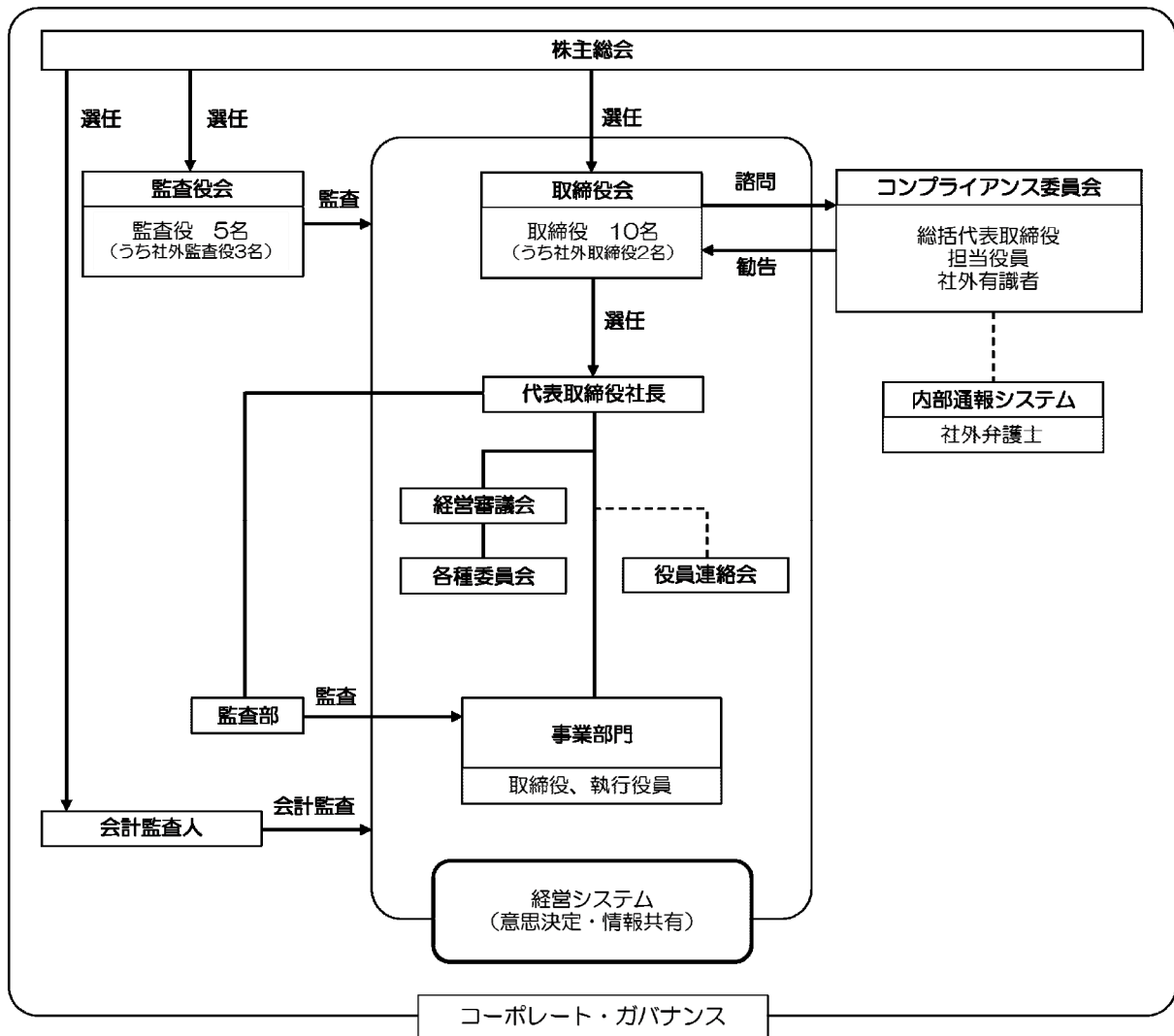
なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役及び執行役員の任期は1年としております。

こうした体制のもと、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」(四半期に1回開催)及び「経営審議会」(月2回開催)を開催しております。

また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」(四半期に1回開催)を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図っております。

この他、会社の経営全般に及ぼす影響度が高い事項を、社長又は上位職位の諮問を受けて関係者が審議する場所として委員会を設けることがあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次の図のとおりです。



## 2) 内部統制システムの整備状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

### (i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社及び主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

### (ii) 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

### (iii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

### (iv) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策及びリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める「リスク管理基準」は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査役設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役に社外取締役を選任する。

また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「グループ経営審議会」及び「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

(vi) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性を確保するために、その人事異動及び人事評価等を監査役と事前に協議する。

(viii) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役会又は監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

(ix) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

### 3) コンプライアンス体制

当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置付けております。平成12年6月に、法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定し、その後の事業環境の変化に応じて、改定を行なっております。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献するため、会社及び役員、社員が守るべき規範・基準を記載しております。

また、平成15年6月、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、様々な取組みを実施しております。具体的には、推進計画の立案と進捗状況の確認の他、「内部通報システム」に通報のあった事案に関する施策を取締役会に上程するなど、コンプライアンス経営の実効を高めております。

さらに、この取組みを当社グループ全体にも広げるべく活動を展開しており、主なグループ会社においても『企業倫理綱領』を制定し、「コンプライアンス委員会」を設置しております。加えて、外部の弁護士を受付窓口とする「神鋼グループ内部通報システム」を構築するとともに、各社において役員を含めた全社員の意識への浸透を図るため、各種マニュアルの作成、教育などを実施しております。

## ② 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査については、独立した監査組織として監査部（兼任含め11名）を設置しております。特にコンプライアンス、環境、情報セキュリティ等の各監査については、それぞれの統括部門が監査部と共同あるいは連携して監査を実施しております。また、監査部は、内部統制部門が実施する統制状況についても監査、確認を行ない、また、その結果をフィードバックするなど連携をとっております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人に所属する、北山 久恵、黒木 賢一郎、中島 久木の3名の公認会計士が監査業務を執行しております。また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士9名及び公認会計士試験合格者4名、その他2名であります。会計監査人は、内部監査部門、内部統制部門との間で適宜情報交換を行ない、監査を行なっております。

なお、内部監査及び会計監査と監査役監査の連携については、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行なうなど緊密な連携を保っております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会う他、監査の実施経過について適宜報告を受けております。加えて、監査役は、内部監査部門から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

## ③ 社外取締役及び社外監査役との関係等

### 1) 当社と社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役北畑 隆生氏、山内 拓男氏の2氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役佐々木 茂夫氏、沖本 隆史氏、坂井 信也氏の3氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

### 2) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項及び当社定款の定め（社外取締役につき第28条第2項、社外監査役につき第36条第2項）に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、20百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## ④ 定款における取締役・株主総会に関する特別の定め

取締役に関しては、当社定款上、以下の特別の定めを置いております。

1) 第19条第2項で、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なうとの定めを置いております。また、同条第3項でその決議は累積投票によらない旨を定めております。

2) 職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条第1項及び第36条第1項で、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役・監査役（取締役・監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとの定めを置いております。

3) 定時株主総会の決議を待たず柔軟かつ機動的に事業活動の成果である利益を株主に分配することで機動的な資本政策を実現可能とするため、取締役の任期を1年とするなどの要件を満たす会社において、定款の定めにより剰余金の配当等（自己株式の取得を含む。）の決定機関を取締役会とすることが認められていることから、当社定款第38条に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」との規定を置いております。

また、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、当社の定款第15条第2項の定めにより、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なうとの定めを置いております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)	備考
		基本報酬	退職慰労金		
取締役 (社外取締役を除く)	420	401	18	12	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した取締役4名、社外役員1名を含めています。
監査役 (社外監査役を除く)	64	64	—	2	
社外役員	66	66	—	6	

- (注) 1. 平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役報酬額は月額11百万円以内と決議しております。
2. 経営環境に鑑み、業績連動後の取締役報酬額から更なる減額措置を行っております。具体的には平成24年4月より最大10%（平均7%）、平成24年12月よりさらに一律10%拡大し、最大20%（平均17%）の減額措置を行っております。また、役員賞与は支給しておりません。
3. 退職慰労金については、平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会決議に基づき、打ち切り支給として取締役1名に対して支給したものであります。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(方針の内容)

取締役の報酬は業績連動型の報酬制度に基づいて決定しております。役職位毎の基準報酬額を、年度毎の全社及び各事業部門の業績に応じて変動させることで、各事業に対する結果責任を明確にしております。

なお、社外取締役はその役割に鑑み、業績連動型の報酬制度の対象外としております。

監査役については、取締役報酬などを勘案し、役割に応じた報酬を設定しております。

取締役・監査役報酬は、それぞれ株主総会にて決議された限度額の範囲内において支給しております。

(方針の決定方法)

決定方法としては、取締役の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査役報酬の方針は監査役全員の協議により決定しております。



⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
257銘柄 125,871百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ナブテスコ(株)	15,100	25,639	継続的取引関係の維持・深化の為
住友金属工業(株)	112,565	18,798	業務提携の一環として
新日本製鐵(株)	52,147	11,837	業務提携の一環として
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,704	3,586	資金調達等の円滑化の為
三菱マテリアル(株)	10,491	2,748	業務提携の一環として
大同特殊鋼(株)	4,274	2,449	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,161	2,181	資金調達等の円滑化の為
三菱重工業(株)	4,734	1,898	継続的取引関係の維持・深化の為
関西電力(株)	1,176	1,507	継続的取引関係の維持・深化の為
三菱商事(株)	669	1,284	継続的取引関係の維持・深化の為
丸一鋼管(株)	661	1,277	継続的取引関係の維持・深化の為
電源開発(株)	515	1,154	継続的取引関係の維持・深化の為
日本コークス工業(株)	9,229	1,153	継続的取引関係の維持・深化の為
三井物産(株)	825	1,119	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)日本製鋼所	1,774	1,005	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)三井住友フィナンシャルグループ	337	917	資金調達等の円滑化の為
アルコニックス(株)	427	851	継続的取引関係の維持・深化の為
東プレ(株)	947	822	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)淀川製鋼所	2,247	811	継続的取引関係の維持・深化の為
品川リフラクトリーズ(株)	3,525	793	継続的取引関係の維持・深化の為
エア・ウォーター(株)	735	785	継続的取引関係の維持・深化の為
日本発条(株)	833	741	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)大林組	1,845	666	継続的取引関係の維持・深化の為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	権限の内容
トヨタ自動車(株)	4,032	14,394	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
日本発条(株)	9,504	8,458	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
ナブテスコ(株)	4,011	6,810	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
シンフォニアテクノロジー(株)	29,483	5,306	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
丸一鋼管(株)	1,201	2,320	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
サンコール(株)	5,069	1,941	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
本田技研工業(株)	334	1,050	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
新日鐵住金(株)	134,882	31,697	業務提携の一環として
ナブテスコ(株)	15,100	29,218	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,704	4,856	資金調達等の円滑化の為
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,161	3,216	資金調達等の円滑化の為
三菱マテリアル(株)	10,491	2,811	業務提携の一環として
三菱重工業(株)	4,734	2,532	継続的取引関係の維持・深化の為
大同特殊鋼(株)	4,274	2,188	継続的取引関係の維持・深化の為
丸一鋼管(株)	661	1,465	継続的取引関係の維持・深化の為
電源開発(株)	515	1,274	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)三井住友フィナンシャルグループ	337	1,271	資金調達等の円滑化の為
三菱商事(株)	669	1,166	継続的取引関係の維持・深化の為
日本コークス工業(株)	9,229	1,116	継続的取引関係の維持・深化の為
関西電力(株)	1,176	1,091	継続的取引関係の維持・深化の為
三井物産(株)	825	1,082	継続的取引関係の維持・深化の為
エア・ウォーター(株)	735	993	継続的取引関係の維持・深化の為
日本発条(株)	926	908	継続的取引関係の維持・深化の為
東プレ(株)	947	889	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)日本製鋼所	1,774	888	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)大林組	1,845	830	継続的取引関係の維持・深化の為
アルコニックス(株)	427	812	継続的取引関係の維持・深化の為
(株)淀川製鋼所	2,247	790	継続的取引関係の維持・深化の為
豊田通商(株)	311	757	継続的取引関係の維持・深化の為
品川リフラクトリーズ(株)	3,525	705	継続的取引関係の維持・深化の為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	権限の内容
トヨタ自動車(株)	4,032	19,595	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
日本発条(株)	9,504	9,323	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
ナブテスコ(株)	4,011	7,761	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
シンフォニアテクノロジー(株)	29,483	4,776	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
丸一鋼管(株)	1,201	2,660	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
サンコール(株)	5,069	2,372	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。
本田技研工業(株)	334	1,187	退職給付信託に拠出されたものであり、受託者は当社の指図に従い議決権を行使する。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

なお、ナブテスコ(株)の株式については、平成25年5月27日付で特定投資株式15,100,000株、みなし保有株式2,099,900株を売却しております。また、平成25年6月24日付でみなし保有株式1,911,100株を売却しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	102	21	102	110
連結子会社	201	2	207	4
計	304	24	310	114

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社による当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG L.L.P.等に対する報酬は、監査証明業務に基づくもの23百万円、非監査業務に基づくもの66百万円であります。

（当連結会計年度）

当社及び当社の連結子会社による当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG L.L.P.等に対する報酬は、監査証明業務に基づくもの27百万円、非監査業務に基づくもの66百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準の導入検討に関するアドバイザー業務等であります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務等あります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針は、次のとおりであります。

監査報酬の決定に先立ち、監査法人から監査の方法、日数等を含む監査計画及び当該計画に基づく監査報酬額の提示を受け、当該計画及び報酬の額の妥当性について、当社の事業規模及び業務内容に鑑み、監査業務が適切に遂行されるための十分な監査時間が確保されているか、効率的な監査業務が実施されるかなどの観点で検討し、監査法人と協議のうえ監査報酬を決定します。なお、監査報酬の最終的な決定にあたっては、監査役会の同意を得ることとしております。